

議案第 5 号

海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正について

海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

市長の給料月額を減額するため

海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（平成28年3月1日から同月31日までの間に支給する市長の給料月額の特例）

24 平成28年3月1日から同月31日までの間に支給する市長の給料月額については、第2条第1号の規定にかかわらず、同号に規定する給料月額から当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

25 前項に規定する期間に市長に支給する第3条の地域手当及び第6条の期末手当の算出の基礎となる給料月額については、第2条第1号に規定する給料月額とする。

附 則

この条例は、平成28年3月1日から施行する。